

恩納村給付型奨学生募集要項

恩納村教育委員会では、経済的な理由により学資の援助を必要とする者に対して学資の一部を奨学基金及びふるさと応援基金を活用し、有用な人材を育成することを目的に給付型(返還不要)奨学生を次のとおり募集します。

1 対象者

令和8年4月から高校、大学(短大、専修学校)等へ入学する者(高等学校等新卒者に限る。)

2 応募資格

- (1) 日本国籍を有し、令和8年3月1日現在において、1年以上引き続き恩納村内に住所を有する村民の子弟
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を含む。以下「大学等」という。)、高等専門学校(4年、5年在学に限る。以下「高専」という。)及び専修学校(専門課程に限る。以下「専門学校」をいう。)に在学している者(通信教育課程及び夜間教育課程に在籍する者は除く。)のうち次に掲げるもの
 - ア 令和7年度(参考:令和7年3月)に村立中学校または高等学校を卒業した者
 - イ 高等専門学校在学者のうち、令和7年度に当該学校の3年次を修了した者
- (3) 高等学校又は高専1年次から3年次までにおける学業成績の評定平均3.5を基準とする。
※高校生給付希望者の場合は、中学時の学業成績となる。
- (4) 申請者と生計を一にする家族の家計支持者(父母等)の市町村民税の所得割が非課税・低所得の者

3 給付額及び給付時期(給付月)

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| (1) 県外大学生(高専生、専門学校生含む。) | 200,000円(6月末～7月始頃) |
| (2) 県内大学生(高専生、専門学校生含む。) | 100,000円(6月末～7月始頃) |
| (3) 高校生 | 50,000円(6月末～7月始頃) |

4 提出書類

- (1) 奨学金給付申請書(第1号様式)
- (2) 住民票謄本(本籍・続柄表示のあるもの)
- (3) 所得課税額等証明書(税務課)
- (4) 在学証明書又は合格通知書 ※進学する学校へ依頼
- (5) 調査書(大学等受験時に提出する調査書) ※卒業した高校・中学校へ依頼
- (6) 学校長の推薦書(第2号様式) ※卒業した高校・中学校へ依頼

5 受付期間等

令和8年4月1日(水)から4月30日(木)まで

※土・日及び国民の祝祭日を除く。※午前8時30分から午後5時まで

6 その他

恩納村貸与奨学金をはじめ、独立行政法人日本学生支援機構、沖縄県国際交流・人材育成財団等の他機関奨学金制度との併用を可能とする。